

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

条 例	ページ
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例… (国民健康保険課)	1
○北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (法制文書課)	2
○北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例…………… (管財課)	3
○北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例 …………… (北方領土対策本部)	5
○北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 …………… (自然環境課)	7
○北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例…………… (文化振興課)	8
○北海道立オホーツク流氷科学センター条例の一部を改正する条例 …………… (文化振興課)	9
○北海道消費生活条例の一部を改正する条例…………… (生活振興課)	11
○北海道市民活動促進条例の一部を改正する条例…………… (生活振興課)	12
○北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例… (男女平等参画推進室)	13
○北海道交通安全対策会議条例の一部を改正する条例… (交通安全対策室)	14
○北海道立アイヌ総合センター条例の一部を改正する条例 …………… (環境生活部総務課)	14
○北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例…………… (商工振興課)	15
○北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例 …………… (産業支援課)	17
○北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例 …………… (人材育成課)	18
○北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	20
○北海道立青少年の森条例の一部を改正する条例…………… (森林活用課)	22
○北海道立21世紀の森条例の一部を改正する条例…………… (森林活用課)	23
○北海道立道民の森条例の一部を改正する条例…………… (森林活用課)	24
○北海道立トムテ文化の森条例の一部を改正する条例…………… (森林活用課)	26

○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例…………… (建設部総務課)	28
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課)	28
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (公園下水道課)	33
○北海道流域下水道条例の一部を改正する条例…………… (公園下水道課)	36
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例…………… (住宅課)	37
○北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例… (教育庁生涯学習課)	37
○北海道立博物館条例の一部を改正する条例…………… (教育庁生涯学習課)	39
○北海道立埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例 (教育庁文化課)	41
○北海道立体育センター条例の一部を改正する条例 …………… (教育庁スポーツ健康教育課)	43
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例… (警察本部会計課)	45
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を 改正する条例…………… (警察本部生活安全企画課)	46

条 例

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例をここに公布する。
平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第89号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、北海道国民健康保険調整交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（北海道国民健康保険調整交付金の種類）

第2条 北海道国民健康保険調整交付金は、北海道普通調整交付金及び北海道特別調整交付金とする。

（北海道国民健康保険調整交付金の交付）

第3条 北海道普通調整交付金は、次に掲げる事項の市町村間における格差を勘案して、規則で定めるところにより交付する。

(1) 一般被保険者（法第70条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び一般被保険者の数並びに国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第1条第1項に規定する介護保険第二号被保険者に係る所得及び当該被保険者の数

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額（法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村にあっては、政令第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項第1号の合算額）

イ 法第70条第1項第2号に掲げる額

ウ 法第82条第1項に規定する事業に要する費用の額

2 北海道特別調整交付金は、市町村における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して、規則で定めるところにより交付する。

（普通調整交付金及び特別調整交付金の総額）

第4条 北海道普通調整交付金の総額は、北海道国民健康保険調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

2 北海道特別調整交付金の総額は、北海道国民健康保険調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

（特別調整交付金の額の変更）

第5条 北海道普通調整交付金の総額が、第3条第1項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、北海道特別調整交付金の総額に加算し、同条の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、北海道特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度分の北海道国民健康保険調整交付金から適用する。

2 平成17年度から平成19年度までの間における北海道普通調整交付金については、第3条第1項の規定にかかわらず、各市町村における法第72条第2項第1号に規定する算定対象額を勘案して、規則で定めるところにより交付する。

3 平成17年度における北海道普通調整交付金の総額は、第4条第1項の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項に規定する北海道国民健康保険調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。

4 平成17年度における北海道特別調整交付金の総額は、第4条第2項の規定にかかわらず、改正法附則第3条第5項に規定する北海道国民健康保険調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第90号

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「事業者」の次に「等」を加え、「第53条」を「第53条の3」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

第3章中第53条の次に次の見出し及び2条を加える。

（指定管理者の特例）

第53条の2 第2章第1節（第6条、第10条、第11条第3項ただし書及び第13条第1項後段を除く。）の規定は、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う指定管理者（道が同法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）について準用する。この場合

において、第7条第1項中「個人情報」とあるのは「個人情報（第53条の2の公の施設（以下「公の施設」という。）の管理に係るものに限る。以下同じ。）」と、同条第3項第7号中「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）が北海道情報公開・個人情報保護審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同条第5項第3号及び第8条第1項第7号中「審査会」とあるのは「指定実施機関が審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同項第5号中「他の実施機関、実施機関以外の道の機関」とあるのは「道」と、第13条第1項前段中「実施機関の職員」とあるのは「指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者」と読み替えるものとする。

第53条の3 指定管理者は、当該指定管理者が公の施設の管理に係る業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が管理しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「指定管理者が管理している文書等」という。）に記録されている個人情報について、本人から自己に関する当該個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出があったときは、これに応ずよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の開示の申出があったときは、指定管理者に対して、当該個人情報を実施機関に提供すよう求めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の訂正又は利用停止の申出があったときは、指定管理者に対して、必要な調査を行った上で当該申出に対する処理を行うよう求めるものとする。

4 前2項に規定する個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出に係る手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

第57条に次の1項を加える。

2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事

していた者又は指定管理者から委託された個人情報取扱事務（公の施設の管理に係るものに限る。）に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書等（当該指定管理者に管理を行わせる期間の満了後又は当該指定管理者に係る指定が取り消された後において、当該指定管理者であったものが管理しているものを含む。次条第2項において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

第58条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 2 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「等」を削り、同条第2項を削る。

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第91号

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社会教育活動」を「生涯学習活動」に改める。

第3条第1号中「施設設備」を「道民活動センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第2号中「社会教育活動」を「生涯学習活動」に

改める。

第6条を第15条とする。

第5条を削る。

第4条第1項中「道民活動センターを利用しようとする者」を「利用者」に、「次条の規定により道民活動センターの管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指示等）

第13条 指定管理者は、道民活動センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（知事による管理）

第14条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、道民活動センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が道民活動センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」と、別表備考2の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考3の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第3条の次に次の8条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 道民活動センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」

という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

（開館時間）

第6条 道民活動センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後9時30分まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 道民活動センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、道民活動センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

（利用の承認）

第8条 道民活動センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民活動センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、道民活動センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道民活動センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他道民活動センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内

容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

別表中「(第4条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表1の事項及び4の事項中「の範囲内で、規則で定める額」を削り、同表備考2の事項中「知事」を「指定管理者」に改め、同表備考3の事項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立道民活動センター（以下「道民活動センター」という。）の施設等の利用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の道民活動センターの施設等の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立道民活動センター条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第92号

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「資料」の次に「(以下「交流センター資料」という。)」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第4条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 第8条第1項、第13条及び第16条第2項の承認に関すること。

(3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他知事が定める業務

第6条を第19条とし、第5条の次に次の13条を加える。

(開館時間)

第6条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（展示室、図書資料室及び展望室にあっては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、交流センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（5月から10月までの期間の月曜日を除く。）

(2) 12月31日から翌年の1月5日まで

（利用の承認）

第8条 交流センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、交流センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が交流センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他交流センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用料金）

第12条 交流センターの交流ホール、対話ルーム、ロシア文化ルーム、日本文化ルーム、調理実習室又は視聴覚室（以下「交流ホール等」という。）の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
（特別利用の承認）

第13条 交流センター資料の模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別利用の方法等）

第14条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第15条 交流センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

（資料の貸出し）

第16条 交流センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により交流センター資料の貸出しを受けようとする者は、指定管

理者の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指示等)

第17条 指定管理者は、交流センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第18条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交流センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が交流センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条、第14条及び第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」と、別表備考2の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。別表中「(第4条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表1の事項中「使用する」を「利用する」に改め、同事項の表中「使 用 料」を「利 用 料 金 の 上 限 額」に改め、同表2の事項中「使用する」を「利用する」に、「その使用」を「その利用」に改め、同表3の事項中「使用する」を「利用する」に改め、同事項の表中「使 用 料」を「利用料金の上限額」に、「その使用」を「その利用」に改め、同表4の事項中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考2の事項中「知事」を「指定管理者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に、「1日使用」を「1日利用」に改める。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施

行日以後の北海道立北方四島交流センター（以下「交流センター」という。）の交流ホール、対話ルーム、ロシア文化ルーム、日本文化ルーム、調理実習室又は視聴覚室（以下「交流ホール等」という。）の使用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の交流センターの交流ホール等の使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立北方四島交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

- 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の交流センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「交流センター資料」という。）の模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の交流センター資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第13条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。
- 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の交流センター資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の交流センター資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第16条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第93号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「アライグマ、プレーリードッグ、フェレットその他の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第94号

北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例

北海道立開拓の村条例（昭和58年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を第18条とする。

第5条を削る。

第4条第1項中「開拓の村を利用しようとする」を「第8条の承認を受けた」に、「次条の規定により開拓の村の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項及び第5項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の7条を加える。

（管理棟内ホール等の使用の承認）

第11条 開拓の村の建物（管理棟を除く。）、附属設備若しくは展示されている建造物等（以下「展示建造物等」という。）、管理棟内ホール又は入口広場（以下「管理棟内ホール等」と総称する。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（管理棟内ホール等の使用の承認の基準）

第12条 指定管理者は、開拓の村の管理棟内ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 使用の目的が開拓の村の設置の目的に反するとき。
- (2) 開拓の村の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他管理棟内ホール等の管理運営上支障があると認められるとき。

（管理棟内ホール等の使用の承認の取消し等）

第13条 指定管理者は、第11条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、同条の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第11条の承認を受けたとき。
 - (3) その他管理棟内ホール等の管理運営上支障があると認めたとき。
- （特別観覧の承認）

第14条 展示建造物等又は管理棟の模写、模造又は撮影（以下「特別観覧」という。）を業として又は学術研究のため行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別観覧の方法等）

第15条 特別観覧は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第16条 展示建造物等又は管理棟を模写し、模造し、又は撮影したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

（知事による管理）

第17条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、開拓の村の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が開拓の村の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第10条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条から第15条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第3条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 開拓の村の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条、第11条及び第14条の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(開村時間)

第6条 開拓の村の開村時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開村時間を変更することができる。

(休村日)

第7条 開拓の村の休村日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、開拓の村の管理運営上必要があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休村日に開村し、又は臨時に休村することができる。

- (1) 月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(同法第2条に規定する元日を除く。以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用の承認)

第8条 開拓の村を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、開拓の村を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が開拓の村の設置の目的に反するとき。
- (2) 開拓の村の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他開拓の村の管理運営上支障があると認められるとき。
別表第1中「(第4条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立開拓の村(以下「開拓の村」という。)の建物(管理棟を除く。)、附属設備若しくは展示されている建造物等(以下「展示建造物等」という。)、管理棟内ホール若しくは入口広場(以下「管理棟内ホール等」と総称する。)の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の開拓の村の管理棟内ホール等の使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立開拓の村条例(以下「改正後の条例」という。)第11条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。
- 3 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟の模写、模造若しくは撮影(以下「特別観覧」という。)に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟の特別観覧に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第14条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第95号

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例(平成2年北海道条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「資料」の次に「(以下「流水科学センター資料」という。)」を加える。

第6条を第19条とする。

第5条を削る。

第4条第1項中「流水科学センターを利用しようとする」を「第8条の承認を受けた」に、「次条の規定により流水科学センターの管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項及び第5項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の8条を加える。

（多目的ホール等の使用の承認）

第11条 流水科学センターの多目的ホール、会議室又はエントランスホール（以下「多目的ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（多目的ホール等の使用の承認の基準）

第12条 指定管理者は、流水科学センターの多目的ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 使用の目的が流水科学センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 流水科学センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他多目的ホール等の管理運営上支障があると認められるとき。

（多目的ホール等の使用の承認の取消し等）

第13条 指定管理者は、第11条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第11条の承認を受けたとき。
- (3) その他多目的ホール等の管理運営上支障があると認めたとき。

（特別利用の承認）

第14条 流水科学センター資料の閲覧、模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別利用の方法等）

第15条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第16条 流水科学センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

（資料の貸出し）

第17条 流水科学センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（知事による管理）

第18条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、流水科学センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が流水科学センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第10条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条から第15条まで及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第3条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 流水科学センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条、第11条、第14条及び第17条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務
（開館時間）

第6条 流水科学センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 流水科学センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、流水科学センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たる日を除く。）
- (2) 休日の翌日（休日及び日曜日に当たる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
（利用の承認）

第8条 流水科学センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、流水科学センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が流水科学センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 流水科学センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他流水科学センターの管理運営上支障があると認められるとき。

別表中「（第4条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施

行日以後の北海道立オホーツク流水科学センター（以下「流水科学センター」という。）の多目的ホール、会議室若しくはエントランスホール（以下「多目的ホール等」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の多目的ホール等の使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立オホーツク流水科学センター条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

3 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の流水科学センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「流水科学センター資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の流水科学センター資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第14条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

4 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の流水科学センター資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の流水科学センター資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第17条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第96号

北海道消費生活条例の一部を改正する条例

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条の6」に改める。

第36条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第36条 消費生活センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条

の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4章中第36条の次に次の5条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第36条の2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第35条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

（開館時間等）

第36条の3 消費生活センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、消費生活に関する相談は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間等を変更することができる。

（休館日）

第36条の4 消費生活センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、消費生活センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（指定管理者の指示等）

第36条の5 指定管理者は、消費生活センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

（知事による管理）

第36条の6 第36条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、消費生活センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が消費生活センターの管理に係る業務を行う場合においては、第36条の3第2項及び第36条の4ただし書中「指定管理者」とあるの

は「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道市民活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第97号

北海道市民活動促進条例の一部を改正する条例

北海道市民活動促進条例（平成13年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第23条」に、「第19条」を「第24条」に改める。

第17条第1号中「設備」の次に「（以下「施設等」という。）」を加える。

第18条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第18条 市民活動促進センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4章中第19条を第24条とする。

第3章中第18条の次に次の5条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第17条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

（開館時間）

第20条 市民活動促進センターの開館時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日 午前9時から午後6時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで
(休館日)

第21条 市民活動促進センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、市民活動促進センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(指定管理者の指示等)

第22条 指定管理者は、市民活動促進センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第23条 第18条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市民活動促進センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が市民活動促進センターの管理に係る業務を行う場合においては、第20条ただし書及び第21条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第98号

北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例

北海道立女性プラザ条例（平成3年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第4条 女性プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(開館時間)

第6条 女性プラザの開館時間は、午前9時から午後9時（土曜日にあっては、午後5時）までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 女性プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、女性プラザの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(指定管理者の指示等)

第8条 指定管理者は、女性プラザの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第9条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、女性プラザの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が女性プラザの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第99号

北海道交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

北海道交通安全対策会議条例（昭和45年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立アイヌ総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第100号

北海道立アイヌ総合センター条例の一部を改正する条例

北海道立アイヌ総合センター条例（平成3年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「資料」の次に「（以下「アイヌ総合センター資料」という。）」を加える。

第4条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 アイヌ総合センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条を第13条とし、第4条の次に次の8条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条及び第11条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

（開館時間）

第6条 アイヌ総合センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 アイヌ総合センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、アイヌ総合センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（特別利用の承認）

第8条 アイヌ総合センター資料の模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別利用の方法等）

第9条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第10条 アイヌ総合センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

（資料の貸出し）

第11条 アイヌ総合センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができ

る。

- 2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(知事による管理)

第12条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、アイヌ総合センターの管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事がアイヌ総合センターの管理に係る業務を行う場合には、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立アイヌ総合センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「アイヌ総合センター資料」という。）の模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後のアイヌ総合センター資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立アイヌ総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。
- 3 施行日前に知事に対してなされた施行日以後のアイヌ総合センター資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後のアイヌ総合センター資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第11条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第101号

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条を第17条とする。

第7条を削る。

第6条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指示等)

第15条 指定管理者は、工業技術センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、使用者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第16条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、工業技術センターの管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事が工業技術センターの管理に係る業務を行う場合には、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とする。
- 第5条を第13条とする。

第4条第1項中「工業技術センターの使用の承認を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第12条とする。

第3条中「工業技術センター」の次に「の施設等」を加え、「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、工業技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第8条の次に次の3条を加える。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、工業技術センターの施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 使用の目的が工業技術センターの設置の目的に反するとき。

- (2) 工業技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他工業技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

第2条の次に次の5条を加える。

（事業）

第3条 工業技術センターは、次の事業を行う。

- (1) 工業技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の使用に供すること。
- (2) 工業技術の高度化に資する研究開発を行うこと。
- (3) 工業技術に関する試験及び分析を行うこと。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 工業技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条

の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 第8条第1項の承認に関すること。
 - (3) 施設等（研究開発、試験又は分析に使用する機器及び物品を除く。）の維持管理に関すること。
 - (4) その他知事が定める業務
- （開館時間）

第6条 工業技術センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、工業技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 工業技術センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、工業技術センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- 別表第1中「（第4条関係）」を「（第12条関係）」に改める。
- 別表第2中「（第5条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の工業技術センターの使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立工業技術センター条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がし

た承認とみなす。

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第102号

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条を第17条とする。

第7条を削る。

第6条中「使用料及び」を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指示等）

第15条 指定管理者は、技術センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（知事による管理）

第16条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、技術センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第5条を第13条とする。

第4条を削る。

第3条中「技術センター」の次に「施設等」を加え、「使用しよう」を「利用しよう」に、「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第8条の次に次の4条を加える。

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、技術センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生し

たときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用料金）

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第2条の次に次の5条を加える。

（事業）

第3条 技術センターは、次の事業を行う。

（1）技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。

（2）食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うこと。

（3）その他設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1）第3条第1号及び第3号に掲げる事業に関すること。

（2）第8条第1項の承認に関すること。

（3）施設等の維持管理に関すること。

（4）その他知事が定める業務

（開館時間）

第6条 技術センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 技術センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

別表第1中「（第4条関係）」を「（第12条関係）」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考中「使用時間」を「利用時間」に改める。

別表第2中「（第5条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の技術センターの使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第103号

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「施設設備を」を「支援センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 支援センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

第6条を第15条とし、第5条の次に次の9条を加える。

（開館時間）

第6条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 支援センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、支援センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

（利用の承認）

第8条 支援センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、支援センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が支援センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 支援センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用料金）

第12条 支援センターの研修室又は実習室の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。（指定管理者の指示等）

第13条 指定管理者は、支援センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（知事による管理）

第14条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、支援センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が支援センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」と、別表備考2の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「1日利用」とあるのは「1日使用」と、同表備考3の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

別表中「（第4条関係）」を「（第12条関係）」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考2の事項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に、「1日使用」を「1日利用」に改め、同表備考3の事項を次のように改める。

3 指定管理者は、特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することが

できる。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立職業能力開発支援センター（以下「支援センター」という。）の研修室若しくは実習室の使用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の支援センターの研修室若しくは実習室の使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立職業能力開発支援センター条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第104号

北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例

北海道立産業共進会場条例（昭和47年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事務」を「事業」に改め、同条第1号中「施設設備」を「共進会場の施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第2号及び第3号中「施設設備」を「施設等」に改める。

第7条を第15条とする。

第6条を削る。

第5条第1項中「共進会場の利用の承認を受けた者」を「利用者」に、「次条の規定により共進会場の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指示等）

第13条 指定管理者は、共進会場の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第14条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、共進会場の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が共進会場の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」と、別表備考3の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第4条中「共進会場」の次に「の施設等」を加え、「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、共進会場の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第8条の次に次の3条を加える。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、共進会場の施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が共進会場の設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他共進会場の管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条

第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 共進会場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(開場時間)

第6条 共進会場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開場時間を変更することができる。

(休場日)

第7条 共進会場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、共進会場の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場すること

ができる。

別表中「（第5条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同表備考3の事項中「知事」を「指定管理者」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立産業共進会場（以下「共進会場」という。）の利用に係る申込みでこの条例の施行の際この条例による改正前の北海道立産業共進会場条例第4条の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の共進会場の利用に係る同条の承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立産業共進会場条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立青少年の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第105号

北海道立青少年の森条例の一部を改正する条例

北海道立青少年の森条例（昭和54年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条を第13条とする。

第4条を削る。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、青少年の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第8条の次に次の4条を加える。

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

(1) 使用の目的が青少年の森の設置の目的に反するとき。

(2) 青少年の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他青少年の森の管理運営上支障があると認められるとき。

（承認の取消し等）

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（指定管理者の指示）

第11条 指定管理者は、青少年の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対し、その使用に関し指示をすることができる。

（知事による管理）

第12条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、青少年の森の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が青少年の森の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第2条の次に次の5条を加える。

（事業）

第3条 青少年の森は、次の事業を行う。

(1) 青少年の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の使用に供すること。

(2) その他設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 青少年の森の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(開園時間)

第6条 青少年の森の開園時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開園時間を変更することができる。

(休園日)

第7条 青少年の森の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、青少年の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園することができる。

- (1) 月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)
- (2) 11月1日から翌年の4月30日まで

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立21世紀の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第106号

北海道立21世紀の森条例の一部を改正する条例

北海道立21世紀の森条例(昭和60年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条を第13条とする。

第4条を削る。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、21世紀の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第8条の次に次の4条を加える。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 使用の目的が21世紀の森の設置の目的に反するとき。
- (2) 21世紀の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他21世紀の森の管理運営上支障があると認められるとき。

(承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(指定管理者の指示)

第11条 指定管理者は、21世紀の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対し、その使用に関し指示をする

ことができる。

（知事による管理）

第12条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、21世紀の森の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が21世紀の森の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第2条の次に次の5条を加える。

（事業）

第3条 21世紀の森は、次の事業を行う。

(1) 21世紀の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の使用に供すること。

(2) その他設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 21世紀の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 第8条第1項の承認に関すること。

(3) 施設等の維持管理に関すること。

(4) その他知事が定める業務

（開園時間）

第6条 21世紀の森の開園時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開園時間を変更することができる。

（休園日）

第7条 21世紀の森の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、21世紀の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、

知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園することができる。

(1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）

(2) 11月1日から翌年の4月30日まで

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第107号

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を第14条とする。

第5条を削る。

第4条第1項中「前条第1項の利用の承認を受けた者」を「利用者」に、「次条の規定により道民の森の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第2」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第5項及び第6項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指示等）

第12条 指定管理者は、道民の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（知事による管理）

第13条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、道民の森の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、

第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第7条とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第7条の次に次の3条を加える。

（承認の基準）

第8条 指定管理者は、道民の森の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道民の森の設置の目的に反するとき。
- (2) 道民の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他道民の森の管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第7条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に

違反したとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

第2条の次に次の4条を加える。

（事業）

第3条 道民の森は、次の事業を行う。

- (1) 道民の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (2) 森林に関する学習の機会を提供し、及び自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業
（指定管理者による管理）

第4条 道民の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第7条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務
（利用日及び利用時間）

第6条 道民の森の利用日及び利用時間は、別表第1に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、道民の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

別表中「(第4条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第6条関係）

地区名	施 設 名		利 用 日	利 用 時 間	
神居尻地区	管 理 棟		5月1日から 10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで	
	野 外 ス テ ー ジ			午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）	
	キャン プ場	林間キャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで（林間キャンプ場利用者については、午後9時まで）	
		デイキャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午前10時まで）	
	シ ャ ワ ー 室			午前9時30分から午後4時30分まで	
	宿 泊 棟			午後2時から翌日の午前10時まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午前10時まで）	
	森林学 習セン ター	展 示 室		午前9時30分から午後4時30分まで	
		研 修 室		午前9時30分から午後8時30分まで	
	体 育 館	午前9時30分から午後4時30分まで（登山者を除く。）			
青山ダム地区	駐 車 場		5月1日から 9月30日まで	午前9時30分から午後4時30分まで	
	パ ー ク ゴ ル フ 場				
	ゲ ー ト ボ ー ル 場				
	管 理 棟				
一番川地区	駐 車 場		5月1日から 9月30日まで	午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）	
	キャン プ場	オートキャンプ場			
		自然体験キャンプ場			
	管 理 棟				午前9時30分から午後4時30分まで
	駐 車 場				

月形地区	工芸館	5月1日から 10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	陶芸館		
	学習キャンプ場		午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
	バンガロー		
	駐車場		午前9時30分から午後4時30分まで
牧場南地区	管理棟	6月1日から 10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	駐車場		
青山中央地区	案内所	5月1日から 10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	駐車場		

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）の施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の道民の森の施設の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立道民の森条例第7条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立トムテ文化の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第108号

北海道立トムテ文化の森条例の一部を改正する条例

北海道立トムテ文化の森条例（平成10年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を第13条とする。

第4条を削る。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第8条と

する。

- 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、トムテ文化の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

第8条の次に次の4条を加える。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 使用の目的がトムテ文化の森の設置の目的に反するとき。
- (2) トムテ文化の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他トムテ文化の森の管理運営上支障があると認められるとき。

(承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

- 2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(指定管理者の指示)

第11条 指定管理者は、トムテ文化の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対し、その使用に関し指示をすることができる。

(知事による管理)

第12条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、トムテ文化の森の管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事がトムテ文化の森の管理に係る業務を行う場合には、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」

と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第2条の次に次の5条を加える。

(事業)

第3条 トムテ文化の森は、次の事業を行う。

- (1) トムテ文化の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の使用に供すること。
- (2) その他設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 トムテ文化の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(開園時間)

第6条 トムテ文化の森の開園時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開園時間を変更することができる。

(休園日)

第7条 トムテ文化の森の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、トムテ文化の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園することができる。

- (1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）
- (2) 11月1日から翌年の4月30日まで

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第109号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表8の項中「金額（）」の次に「当該申請に係る計画が建築基準法第86条の8第1項の認定又は同条第3項の変更の認定を受けている場合にあっては、当該手数料の金額の10分の1に相当する金額）。ただし、」を加え、「建築基準法第87条の2」を「同法第87条の2」に、「合計額）」を「合計額とする。」に改め、同表44の項の次に次のように加える。

44の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る全体計画認定申請手数料	50,800円と当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をしたとした場合に納付すべき8の項の第3欄に掲げる床面積の合計の区分に応じてそれぞれ同欄に定める手数料の金額（当該申請に係る全体計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。）に相当する金額との合計額	認定申請のとき
44の3 建築基準法第86条	既存の一の建	17,500円と当該変更の認定の	変更認定

の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査

建築物に係る全体計画変更認定申請手数料

申請に係る全体計画の変更（当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更）について建築基準法第6条第1項の規定による変更の確認の申請をしたとした場合に納付すべき8の項の第3欄に掲げる床面積の合計の区分に応じてそれぞれ同欄に定める手数料の金額（当該申請に係る全体計画の変更と同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。）に相当する金額との合計額

申請のとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第110号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「広告物」という。）」を「及び屋外広告業」に改める。

第1条の2中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第1条

の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）をいう。

(2) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。

(3) 広告主 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置することを決定し、自ら又は屋外広告業を営む者その他の者への委託等により、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者をいう。

(4) 行為者等 広告主、広告主から委託を受ける等により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者をいう。

(5) 出願者 行為者等のうち、この条例の規定による許可を受けた者をいう。

第2条第1項中「広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）」を「掲出物件」に改め、同項第1号中「緑地保全地区」を「緑地保全地域、特別緑地保全地区」に改め、同項第1号の5の次に次の2号を加える。

(1)の6 景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項の規定に基づく条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

(1)の7 景観法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域で、知事が指定する区域

第2条第1項第3号の4を次のように改める。

(3)の4 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第1号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第2号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域

第2条第2項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 発電用風力設備（風力を原動力として電気を発生するために施設するものであって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物であるものをいう。以下同じ。）

(9) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第3条第1項第4号の次に次の2号を加える。

(4)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域で、知事が指定する区域

(4)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域で、知事が指定する区域

第6条第1項第3号の6の次に次の1号を加える。

(3)の7 発電用風力設備のナセル（動力伝達装置、発電機等を格納する部分を含む。）に表示する広告物

第7条の2第3項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第8条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に、「規定による許可」を「許可又は第21条第1項若しくは第3項の登録」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料（第21条第1項及び第3項の登録に係るものを除く。）を減免することができる。

第9条中「この条例の規定による許可を受けた者（以下「出願者」という。）」を「出願者」に改める。

第12条第1項中「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（以下「行為者」という。）」を「行為者等」に改め、「当該」を削る。

第12条の2第1項中「行為者」を「行為者等」に改め、同条第3項中「報告又は」を削る。

第14条第1項中「行為者」を「行為者等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(公表)

第14条の2 知事は、第13条又は前条第1項の規定による命令をしたときは、商号、名称又は氏名その他の規則で定める事項について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第21条を次のように改める。

（屋外広告業の登録）

第21条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第21条の次に次の7条を加える。

（登録の申請）

第21条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 道の区域（札幌市、函館市及び旭川市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第21条の3 知事は、前条第1項の規定による登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第21条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第21条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第22条の4第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第21条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第22条の4第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第22条の4第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第21条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第21条の5 屋外広告業者は、第21条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第21条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を規則で定める場所に備え付け、一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第21条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 道の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第21条の8 知事は、屋外広告業の登録がその効力を失ったとき、又は第22条の4第1項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第22条の見出しを「(業務主任者の選任)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

屋外広告業者は、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

第22条第1項第1号の2を次のように改める。

(1)の2 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者

第22条第1項第3号中「第1号の講習会の課程を修了した」を「、規則で定めるところにより、前3号に掲げる」に改め、同条第2項を次のように改め、同条第3項から第6項までを削る。

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することをを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第22条の3の規定による帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

第22条の次に次の5条を加える。

(標識の掲示)

第22条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第22条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第22条の4 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第21条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第21条の4第2項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧等)

第22条の5 知事は、屋外広告業者監督処分簿を規則で定める場所に備え付け、

一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

（講習会）

第22条の6 知事は、毎年、第22条第1項第1号の講習会を行わなければならない。

- 2 前項の講習会を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。
3 前項の手数料の額は、別表のとおりとする。

第23条中「知事は、」の次に「道の区域内で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（報告及び立入検査）

第23条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、道の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第24条第1号中「及び第7号、同条第2項第8号並びに」を「若しくは第7号、同条第2項第10号又は」に、「第5号」を「第4号の2から第5号まで」に、「及び第8号」を「若しくは第8号」に改め、「第10号まで」の次に「の規定」を加え、「及び物件」を「又は物件」に改め、同条第1号の2中「及び」を「又は」に改め、同条第2号中「第7条及び」を「第7条若しくは」に、「及び第3条」を「、第3条第1項若しくは第7条の4第5項」に改め、同条第3号中「規定による」を削り、同条第4号を削る。

第25条中「及び第7号、同条第2項第8号」を「若しくは第7号、同条第2項第10号」に、「並びに」を「若しくは」に、「第5号」を「第4号の2から第5号まで」に、「及び第8号」を「若しくは第8号」に改め、「第7条の4第1項の」の次に「規定による」を加える。

第26条の前の見出しを削り、同条第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第26条の

2とする。

- (2) 第3条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者
第25条の次に次の見出し及び1条を加える。

（罰則）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項又は第3項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
(2) 不正の手段により第21条第1項又は第3項の登録を受けた者
(3) 第22条の4第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者
第27条第2号及び第3号を次のように改める。
(2) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(3) 第22条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
第27条の次に次の1条を加える。

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(2) 第23条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条中「前2条」を「第26条から前条まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（過料）

第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第21条の7第1項の規定による届出を怠った者
(2) 第22条の2の規定に違反した者
(3) 第22条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附則第28条を附則第36条とする。

附則第27条中「第25条」を「第33条」に、「第26条」を「第34条」に改め、同条を附則第35条とする。

附則第26条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を附則第

34条とする。

附則第25条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を附則第33条とし、附則第24条を附則第32条とする。

別表中「第22条」を「第22条の6」に改め、10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

10 屋外広告業の登録	10,000円
-------------	---------

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定（特別緑地保全地区に係る部分に限る。）、同項第3号の4の改正規定及び第22条第1項第1号の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の北海道屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第1号の6若しくは第1号の7の区域又は同条第2項第8号に規定する発電用風力設備若しくは同項第9号の景観重要建造物若しくは景観重要樹木に表示し、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該広告物又は掲出物件の種類等に応じ規則で定める期間内に除却しなければならない。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第3条第1項第4号の2又は第4号の3の区域に表示し、又は設置されている広告物又は掲出物件については、平成18年6月30日までの間は、同項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第21条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日から起算して6月を経過する日までの間（当該期間内に改正後の条例第21条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合においては、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの

間も、同様とする。

- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第22条第1項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の条例第22条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第111号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を削り、「第3条」を「第2条」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項第1号中「（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）」を削り、第2章中同条の前に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第2条の2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの管理運営に関すること。
 - (2) 第6条第1項の承認に関すること。
 - (3) 第7条本文の規定による利用の禁止又は制限に関すること。
 - (4) その他知事が定める業務
- （利用の期間及び時間）

第2条の3 公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの利用の期間及び時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特

に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用の期間又は時間を変更することができる。

第4条第4項中「第6条の」を「第6条第1項若しくは第6条の3第1項の」に改める。

第6条第1項中「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の承認に、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

第6条の次に次の3条を加える。

（承認の基準）

第6条の2 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が都市公園の設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園施設を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第6条の3 第6条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第6条の4 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第6条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、都市公園の管理運営上その他公益上支障があると認めるときは、前項に規定する処分をし、又は第6条第2項の規定により付された条件を変更することができる。

第7条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、緊急の必要がある場合には、知事が利用を禁止し、又は制限することを妨げない。

第10条第2項中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第12条の2第1項中「第6条第1項の公園施設の利用の承認を受けた者」を「利用者」に、「第14条の規定により当該公園施設の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第13条中「第7条」を「第7条本文、第8条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条本文中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

第14条を次のように改める。

（知事による管理）

第14条 第2条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、都市公園の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が都市公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第6条から第7条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条の2第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「北海道立真駒内公園に係る公園施設にあっては別表第2、北海道立野幌総合運動公園に係る公園施設にあっては別表第3、北海道子どもの国に係る公園施設にあっては別表第4、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立ゆめの森公園に係る公園施設にあっては別表第5、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあっては別表第6に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2備考6の事

項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第7条ただし書及び第12条の2第2項から第4項までの規定は、適用しない。

別表第1を別表第1の2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条の3関係）

1 北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに駐車場

利用の期間及び時間		
区 分	期 間	時 間
屋内競技場及び屋外競技場	1月4日から12月28日まで （毎月の第1火曜日及び第3火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時から午後9時まで
駐車場	1月4日から12月28日まで	午前6時30分から午後9時まで

2 北海道立野幌総合運動公園のホッケー・サッカー場、ラグビー場、水泳プール、テニスコート、体育館、軟式野球場、硬式野球場、陸上競技場及び合宿所

利用の期間及び時間		
区 分	期 間	時 間
ホッケー・サッカー場	人 工 芝 4月1日から11月30日まで	
	天 然 芝 5月1日から11月30日まで	
ラグビー場	5月1日から11月30日まで	
水泳プール	1月4日から12月28日まで （月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時から午後5時まで
テニスコート	4月1日から11月30日まで	

体育館	4月1日から10月31日まで （月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	
軟式野球場及び硬式野球場	5月1日から11月30日まで	
陸上競技場		
合宿所	1月4日から12月28日まで	午後3時から翌日の午前10時まで

3 北海道子どもの国の大型遊戯施設及び休憩所

利用の期間及び時間		
区 分	期 間	時 間
大型遊戯施設	4月1日から10月31日まで （月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時から午後5時まで
休憩所	4月1日から10月31日まで	

4 北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場及び管理棟

利用の期間及び時間		
区 分	期 間	時 間
オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
管理棟		午前9時から午後5時まで

5 北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューコーナー、管理棟及び展望台

利用の期間及び時間		
区 分	期 間	時 間

オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
バーベキューコーナー	4月29日から9月30日まで	午前11時から午後8時まで
	10月1日から10月31日まで	午前11時から午後5時まで
管理棟及び展望台	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
	10月1日から翌年4月28日まで（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）	午前9時から午後5時まで

6 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場及び管理棟

区 分	利 用 の 期 間 及 び 時 間	
	期 間	時 間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

7 北海道立道南四季の杜公園^{もり}の管理棟及び体験学習施設

区 分	利 用 の 期 間 及 び 時 間	
	期 間	時 間
管理棟及び体験学習施設	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

8 北海道立十勝エコロジーパークのオートキャンプ場、自転車、管理棟及び体験学習施設

区 分	利 用 の 期 間 及 び 時 間	
	期 間	時 間
オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
自転車	4月29日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
管理棟及び体験学習施設	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
	10月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

9 北海道立噴火湾パノラマパークの管理棟及び体験学習施設

区 分	利 用 の 期 間 及 び 時 間	
	期 間	時 間
管理棟及び体験学習施設	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

10 1の表から9の表までに掲げる公園施設以外の公園施設

規則で定める期間及び時間

別表第2の7の事項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、同表備考2の事項及び5の事項中「国民の祝日に関する法律に規定する」を削り、同表備考6の事項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1を別表第1の2とし、附則の次に1表を加える改正規定（北海道立噴火湾パノラマパークに係る部分に限る。）は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の公園施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際この条例による改正前の北海道立都市公園条例第6条第1項の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の公園施設の利用に係る同項の承認は、施行日以後においては、指定管理者に対してなされたこの条例による改正後の北海道立都市公園条例第6条第1項の承認に係る申請又は指定管理者がした同項の承認とみなす。

北海道流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第112号

北海道流域下水道条例の一部を改正する条例

北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 流域下水道の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 流域下水道の修繕、維持その他の管理(知事が定めるものを除く。)に関する
こと。

(2) その他知事が定める業務

(知事による管理)

第5条 第3条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認める
ときは、流域下水道の管理に係る業務を行うことができる。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第113号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号)の一部を次のように改正する。

第63条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第63条 知事は、道営住宅等の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条
の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者」
という。)に行わせることができる。

第63条の次に次の1条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第63条の2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条の公募に関すること。

(2) 第9条の規定による選考に関すること。

(3) 第11条第1項第1号の請書の徴取に関すること。

(4) 第12条又は第13条の承認に係る事務処理手続に関すること。

(5) 第14条第1項又は同条第2項の規定による収入の申告の徴取に関すること。

(6) 第17条第1項の家賃及び第18条第1項の敷金並びに第60条において読み替
えて準用する第17条第1項の駐車場の使用料の徴取に関すること。

(7) 第22条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の承認に係る事務処理手続
に関すること。

(8) 道営住宅等の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、道営住宅等の管理運営上指定管理者が行うこ
とが適当であるものとして知事が別に定める業務

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第114号

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例

北海道立少年自然の家条例(昭和48年北海道条例第4号)の一部を次のように
改正する。

第7条を第16条とする。

第6条を削る。

第5条の2第1項中「を利用しようとする者」を「の利用者」に、「次条の規定
により砂川少年自然の家の管理の委託を受けたもの(以下「管理受託者」とい
う。)」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「管
理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を
加える。

(教育委員会等の指示等)

第14条 教育委員会等は、少年自然の家の秩序の維持及び施設等の管理運営上必

要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に職員若しくは従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（教育委員会による管理）

第15条 第5条の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、砂川少年自然の家の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により教育委員会が砂川少年自然の家の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第3項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「ときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条第1項中「教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項、第9条、第10条第1項及び第11条中「教育委員会等」とあるのは「教育委員会」と、第13条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「教育委員会等」とあるのは「教育委員会」と、「職員若しくは従業員」とあるのは「職員」とし、第13条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第5条第1項中「北海道立砂川少年自然の家（以下「砂川少年自然の家」という。）を除く。）を使用しようとする者」を「砂川少年自然の家を除く。）の利用者」に改め、同条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 北海道立砂川少年自然の家（以下「砂川少年自然の家」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者が行う砂川少年自然の家の管理に係る業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- (4) その他教育委員会が定める業務（休業日）

第7条 少年自然の家の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たる日を除く。）
- (2) 休日（国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日を除く。）
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、少年自然の家（砂川少年自然の家を除く。）の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、休業日に事業を行い、又は臨時に休業することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、砂川少年自然の家の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休業日に事業を行い、又は臨時に休業することができる。

（利用の承認）

第8条 少年自然の家を利用しようとする者は、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）の承認を受けなければならない。

2 教育委員会等は、前項の承認をする場合において、少年自然の家の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（承認の基準）

第9条 教育委員会等は、少年自然の家を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が少年自然の家の設置の目的に反するとき。
- (2) 少年自然の家の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他少年自然の家の管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、教育委員会等の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第11条 教育委員会等は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8

条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 教育委員会等は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

別表第1中「（第5条関係）」を「（第12条関係）」に改める。

別表第2中「（第5条の2関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされた施行日以後の北海道立少年自然の家（北海道立砂川少年自然の家（以下「砂川少年自然の家」という。）を除く。以下「少年自然の家」という。）の利用に係る申込みでこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の少年自然の家の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立少年自然の家条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定により教育委員会に対してなされた申込み又は教育委員会がした承認とみなす。

3 施行日前に教育委員会に対してなされた施行日以後の砂川少年自然の家の利用に係る申込みでこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の砂川少年自然の家の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第115号

北海道立博物館条例の一部を改正する条例

北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「北海道教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第19条とする。

第4条及び第5条を削る。

第3条第1項中「博物館を利用しようとする者」を「利用者」に、「第5条の規定により博物館の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項及び第5項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

6 指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第12条の次に次の6条を加える。

（特別利用の承認）

第13条 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（北海道立文学館が他のものから借り受けたものを除く。以下「博物館資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別利用の方法等）

第14条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第15条 博物館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

（資料の貸出し）

第16条 博物館資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定す

る博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の教育委員会規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指示等）

第17条 指定管理者は、博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（教育委員会による管理）

第18条 第4条の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、博物館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により教育委員会が博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「ときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の観覧料又は使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「観覧料又は使用料」と、第13条、第14条及び第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、前条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第2条の次に次の9条を加える。

（事業）

第3条 博物館は、次の事業を行う。

- (1) 資料を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。
- (2) 展覧会、講演会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。
- (3) 資料の利用に関し、必要な説明、助言等を行うこと。
- (4) 博物館（北海道立北方民族博物館（第6条において「北方民族博物館」と

いう。）を除く。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）を文学、美術等芸術に関する催しの利用に供すること。

- (5) 資料に関する専門的又は技術的な調査研究を行うこと。
- (6) 資料の保管、展示等に関する技術的な研究を行うこと。
- (7) 解説書、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (8) 他の博物館等と連携し、及び協力すること。
- (9) 地域の教育文化施設が行う北方文化、文学、美術等芸術に関する活動を援助すること。
- (10) その他設置の目的を達成するために必要な事業
（指定管理者による管理）

第4条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第13条及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務
（開館時間）

第6条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時まで（北方民族博物館にあつては、午前9時30分から午後4時30分まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用の承認)

第8条 博物館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、博物館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

(1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 博物館を利用する催しの料金が、一人につき知事が定める基準の額を超えるとき。

(5) その他博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生し

たときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

別表中「(第3条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされた施行日以後の北海道立文学館（以下「文学館」という。）の特別展示室若しくは講堂若しくは北海道立釧路芸術館（以下「釧路芸術館」という。）の展示室、講堂若しくは多機能室の利用に係る申請でこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の文学館の特別展示室若しくは講堂若しくは釧路芸術館の展示室、講堂若しくは多機能室の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立博物館条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

3 施行日前に教育委員会に対してなされた施行日以後の北海道立博物館が収集し、保管し、若しくは展示する資料（文学館が他のものから借り受けたものを除く。以下「博物館資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請若しくは申込みでこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の博物館資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第13条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

4 施行日前に教育委員会に対してなされた施行日以後の博物館資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の博物館資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第16条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第116号

北海道立埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例

北海道立埋蔵文化財センター条例（平成11年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 埋蔵文化財センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条及び第11条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務

（開館時間）

第6条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 埋蔵文化財センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、埋蔵文化財センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たる日を除く。）
- (2) 休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（特別利用の承認）

第8条 埋蔵文化財センターが収集し、保存し、又は展示する資料（以下「埋蔵

文化財センター資料」という。）の閲覧（展示している資料の閲覧を除く。）、模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別利用の方法等）

第9条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第10条 埋蔵文化財センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。

（資料の貸出し）

第11条 埋蔵文化財センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の教育委員会規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指示）

第12条 指定管理者は、埋蔵文化財センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対し、その使用に関し指示をすることができる。

（教育委員会による管理）

第13条 第4条の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、埋蔵文化財センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により教育委員会が埋蔵文化財センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「ときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第11条第2項及び前条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされた施行日以後の北海道立埋蔵文化財センターが収集し、保存し、若しくは展示する資料（以下「埋蔵文化財センター資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の埋蔵文化財センター資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立埋蔵文化財センター条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。
- 施行日前に教育委員会に対してなされた施行日以後の埋蔵文化財センター資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の埋蔵文化財センター資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第11条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第117号

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条を第16条とする。

第5条を削る。

第4条第1項中「体育センターを利用しようとする者」を「利用者」に、「次条の規定により体育センターの管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を

加える。

（指定管理者の指示等）

第14条 指定管理者は、体育センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（教育委員会による管理）

第15条 第4条の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、体育センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により教育委員会が体育センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「ときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第9条、第10条、第11条第1項及び第12条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第13条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「従業員」とあるのは「職員」と、別表備考3の事項及び7の事項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とし、第13条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第3条を第8条とし、同条の次に次の4条を加える。

（利用の承認）

第9条 体育センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、体育センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（承認の基準）

第10条 指定管理者は、体育センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- 利用の目的が体育センターの設置の目的に反するとき。
- 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他体育センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第11条 第9条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第9条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第9条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第9条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第9条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

第2条の次に次の5条を加える。

（事業）

第3条 体育センターは、次の事業を行う。

(1) 体育センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。

(2) 体育又はスポーツに関する情報の提供を行うこと。

(3) 体育又はスポーツに関する相談及び支援を行うこと。

(4) 体育又はスポーツの振興に関する事業を行うこと。

(5) その他体育センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 体育センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」とい

う。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 第9条第1項の承認に関すること。

(3) 施設等の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定める業務

（開館時間）

第6条 体育センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、体育センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時にその全部若しくは一部を休館することができる。

(1) 月曜日（北海道立総合体育センター（以下「総合体育センター」という。）にあっては国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除き、北海道立北見体育センター（以下「北見体育センター」という。）にあっては当該日が休日に当たるときは休日に該当しない当該日の直後の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

別表中「（第4条関係）」を「（第13条関係）」に改め、同表備考2の事項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、同表備考3の事項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「総合体育センター」を「体育センター」に改め、「除く。」の次に「又は3の表（個人利用の場合及びトレーニング室を除く。）」を加え、同表備考7の事項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなき

れた施行日以後の北海道立体育センター（以下「体育センター」という。）の利用に係る申請でこの条例の施行の際教育委員会の承認を受けていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の体育センターの利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立体育センター条例第9条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第118号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の40の項中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同表の41の項中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同表の42の項中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同表の43の項を次のように改める。

43 削除			
-------	--	--	--

別表第1の44の項中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同表の45の項中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に、「37,000円」を「講習1時間につき1,200円」に改め、同表の46の項中「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同表の47の項中「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同項の次に次のように加える。

47の2 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	現任警備員指導教育責任者講習手数料	5,000円	受講申請のとき
---	-------------------	--------	---------

47の3 警備業法第23条第1項の規定に基づく警備員等の知識及び能力に関する検定の実施	警備検定手数料	ア 警備業務の種別（警備業法第18条に規定する種別をいう。以下同じ。）のうち、同法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円 イ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。） 14,000円 ウ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（イに掲げるものを除く。） 13,000円 エ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円	検定申請のとき
47の4 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付の申請に対する審査	合格証明書交付申請手数料	10,000円	交付申請のとき
47の5 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え	合格証明書書換え手数料	2,200円	書換え申請のとき

47の6 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく合格証明書の再交付	合格証明書再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき
---	-------------	--------	----------

別表第1の48の項中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同表の49の項中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同表の50の項中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同表の51の項中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同項の次に次のように加える。

51の2 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく検定合格者に対する審査	検定合格者審査手数料	4,700円	審査申請のとき
---	------------	--------	---------

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第119号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和40年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は第6条」を「、第6条又は第9条」に改める。

第11条中「又は第7条から第9条の2まで」を「、第7条、第8条又は第9条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。